

IESBA会議報告 ニューヨーク会議

2012年12月10日から12日まで、国際会計士倫理基準審議会（IESBA：International Ethics Standards Board for Accountants）の会議が、ニューヨークの米国公認会計士協会オフィスにて開催された。IESBAは、9か国の公認会計士団体の代表10名（アメリカ、オーストラリア、カナダ、フランス、イタリア、スウェーデン、ケニア、ザンビアから各1名及びイギリスから2名）、多国籍監査人委員会（Transnational Auditors Committee）の代表5名、パブリック・メンバー3名（カナダ、オーストラリアから各1名並びにスウェーデン選出の議長1名）のメンバー18名から構成されている。

また、各メンバーは1名のテクニカル・アドバイザーを参加させることができ、大半のメンバーにはテクニカル・アドバイザーが参加している。その他、オブザーバー2名（IESBAの諮問助言グループ（CAG：Consultative Advisory Group）の議長及び日本の金融庁から1名）及び公益監視委員会（PIOB：Public Interest Oversight Board）のメンバー1名並びに国際会計士連盟（IFAC：International Federation of Accountants）事務局が会議に参加している。

2012年10月にIESBA議長が交代となったが、今回は、議長交代後初めての会議であった。新しい議長は、2011年からIESBAメンバーとして参加しているスウェーデン人の非実務家であり、IESBAでは初めての非実務家出身の議長である。

なお、新議長はアウトリーチ活動を積極的に行っており、9頁に掲載した座談会のとおり、2013年1月21日及び22日に日本公認会計士協会を訪問し、会長や倫理委員会のメンバーほかと意見交換を行ったり、会員向けにIESBAの最近の活動を説明するセミナーを実施するなど、日本の倫理規範に関する状況を理解してもらう良い機会となった。

今回のニューヨーク会議は、メンバー15名を含む総勢34名ほどの参加者があった。

筆者は一般オブザーバーとして会議を傍聴した。以下、会議の概要を報告する。

2012年10月電話会議議事録の承認とイントロダクション

前回の2012年10月電話会議の議事録は、特にコメントなく承認された。

その後、議長から、メンバー及びオブザーバーの紹介、そして、今回

の会議で議論されるプロジェクトの概要とスケジュールについて説明があった。

また、前回会議後の活動等の説明があった。具体的には、主に、(a) IFACが改訂Statement of Obligations（IFAC加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント）を2012年11月に発行したこと、(b)証券監督者国際機構（IOSCO）などとアウトリーチ活動に時間を費やす予定であること、(c)中小監査事務所（SMP：Small and Medium Practices）委員会とIESBAが互いに相互交流できるかについての会議が、近々、予定されていることなどの説明があった。

2 倫理規程の要求事項の違反

現行のIESBA倫理規程において、規定に対する意図や違反の自覚がないままでの違反があった場合、速やかに修正し、必要なセーフガードを適用すれば、基本原則の遵守を阻害していないとみなされ得ると規定している。この規定に対し、IOSCOが、意図や違反の自覚がないままでの違反全てが、必要なセーフガードを適用することにより修正できることを意味しているように読め、その結果、

不謹慎な行為及び倫理規程を遵守する際の潜在的な乱用を助長しかねないことに強い懸念を示している。またそれは、独立性に対する阻害要因を適切に識別するための堅牢な予防的統制を整備する会計事務所等のモチベーションを低下させる可能性があるとも指摘している。この懸念に対処するために、規定の改正を検討してきたのが当プロジェクトの趣旨である。

当プロジェクトの公開草案は2011年10月24日に公表され、2012年1月23日にコメント期間が終了し、2012年2月ダブリン会議、2012年6月ニューヨーク会議、2012年10月電話会議と、議論が重ねられてきた。当会議では2012年10月の電話会議での検討の結果、修正文案が会議に諮られ、基準最終化の検討が行われた。

当改正の要旨は、次のとおりである。

- ① 独立性に限らず、倫理規程のいかなる要求事項の違反にも対処している。
- ② 「意図や違反の自覚がないままでの」という表現をやめ、独立性に関する要求事項に対する違反があった場合には、どのように違反が起きたかにかかわらず、違反の影響を評価し、監査人を辞任すべきか、それとも、違反の影響に十分に対処できるかについて決定しなければならない。
- ③ 独立性に関する規定に対する違反が特定された場合、会計事務所等は、次の事項が要求される。
 - (1) 違反の原因となった利害又は関係を解消し、中断し、又は除去する。
 - (2) 違反について適用する法規制を遵守する。違反について、規

制当局等への報告が慣行化されている、又は期待されている場合、報告を検討する。

- (3) 違反の重要性及び会計事務所等の公正性に関する影響を評価し、当該違反の影響に十分に対処するための対応策を講じることができかどうか決定する。
- (4) 統治責任者（日本では監査役等）に伝え、計画した一連の対応策について同意を得る。
- (5) 講じられた対応策と統治責任者と協議した全ての事項を文書化する。もし、該当があれば、規制当局との協議事項も文書化する。

2012年10月の電話会議では、公開草案に対するIOSCOからのコメントにどのように対応するかが議論されたが、IESBAは、最終的に3つのポイントについてタスク・フォースに再考を促した。そのポイントとは、1. 統治責任者は監査人交代を回避するための方法を見つけることに関心を持つかもしれない、ある管轄地域では統治責任者の役割が強くない場合があるという懸念、2. 違反の重要性をどのように判断するかについての追加的ガイダンスの必要性、3. 監査人が辞任すべき場合の追加的ガイダンスの必要性である。

タスク・フォースがこれらにつき再考したところ、1. については、統治責任者が不適切であるという前提に立つべきではない、2. については、概念的フレームワークの適用と一貫している、3. については、辞任すべき場合は違反の重要性の程度及び違反の結果に十分に対処できる対応策を講じられたか否かに依存するため、パターンを記述することができないという理由によって、い

ずれも規定の文章としては修正の必要はないと判断され、文法的又は表現的な修正のみを加えた文案が最終文案とされ、当会議に諮られた。

当会議では、タスク・フォースの文案からいくつかの細かい表現の修正が加えられたものの、改正基準としてIESBAによる最終承認が行われた。さらに、2013年3月のPIOBによるデュール・プロセスを経た後に公表される予定であり、公表の1年後に発効することとされている。

今回の改正により、日本公認会計士協会の倫理規則及び独立性に関する指針の改正が必要となる。また、規定に違反したにもかかわらず監査人を継続する場合には、統治責任者の同意を得ることが要求されるため、統治責任者への啓蒙活動と統治責任者からの協力が重要になると考えられる。

3 利益相反

利益相反に係る現行の規定では、利益相反について理解することが難しく、実務的なガイダンスが不足しているため、利益相反を特定し対処する際のガイダンスを追加し、理解の促進と実務対応を支援することが、当プロジェクトの趣旨である。

2011年12月に、IESBAは利益相反の対応に関連する倫理規程の変更を提案した公開草案を発行し、2012年3月末でコメント期間が終了した。2012年6月のニューヨーク会議で議論された結果及び2012年9月のCAG会議でのコメント並びに公開草案に対するコメントへの対処を受けて、最終文案が当会議に諮られた。

現行規定からの主な変更点は、次のとおりである。

- ① 基本原則の阻害要因を生じさせる利益相反を2つの種類に整理した。その1つは、職業会計士がサービスを提供している複数の相手先相互間における利益の相反、もう1つは、職業会計士の利益と職業会計士がサービスを提供している相手先の利益との相反である。
- ② 利益相反についての理解を促進させるために、利益相反が生じる状況を複数例示した。
- ③ 職業会計士が利益相反を特定した場合、もし仮に、事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者だとしたら、その時点で職業会計士が知り得る個別の事実と状況を全て考慮した上で、基本原則の遵守が損なわれていると結論付ける可能性が高いか否かについて検討することを、職業会計士に要求した。
- ④ 利益相反の是正に利用可能なセーフガードに関するガイダンスを提供した。
- ⑤ 利益相反に関する情報開示の同意を利害関係者に求めること自体が守秘義務違反になる場合の例を挙げ、そのような場合には、一定の条件を満たさないと業務を受嘱してはならないことを定めた。また、これらの変更に伴って、関連するセクション320「情報の作成及び報告」及びセクション340「金銭的利益」も、影響する部分が修正されている。
- タスク・フォースは、いくつかのパラグラフの順番を変更すべきであるというCAGのコメントを受け、公開草案からセクション220のパラグラフの順序を変更した文案を作成し、当会議に諮った。
- 複数の字句修正及び表現修正がな

されたが、実質的な内容の変更はなく、基準の最終承認が行われた。その後、2013年3月のPIOBによるデュー・プロセスを経た後、2014年7月1日から発効することとされている。

今回の改正により、日本公認会計士協会の倫理規則の改正が必要となる。

4 馴れ合いの阻害要因に対するセーフガードの強化

当プロジェクトの目的は、監査人の監査クライアントとの長年の関係の結果生じ得る馴れ合い及び自己利益の阻害要因を許容可能な水準まで軽減する手段としての監査人の強制ローテーション及び他の可能なセーフガードについてのIESBAの見解を決定する際に、IESBAを支援できる情報を提供することにある。IESBAは、監査人の強制ローテーション及び強制入札はかなり困難な論点であると認識している。

当プロジェクトの目的の中心は、現行の7年・2年のパートナーローテーションが、現状でも適切であるかを再検討することにある。多くの国で導入されているローテーションの年数を調査したところ、7年・2年よりも短いサイクルを採用している国が非常に多いことが判明した。

当会議では、2012年6月ニューヨーク会議での議論を受け、セクション290を見直すプロジェクト提案が諮られた。

IESBAは、このプロジェクト提案を承認した。IESBAは、2013年3月のニューヨーク会議にて、このプロジェクトに関する論点を検討する予定である。

5 倫理規程のPart Cの見直し

IESBAは、倫理規程のPart C（企業等所属の職業会計士に対する規程）を見直し、どのエリアで更なる規制開発が適切であるのかについて特定するために、作業部会を組成し、2012年6月ニューヨーク会議で、IESBA作業部会の初期的提案を議論した。多くのメンバーが初期的提案を支持したものの、一部のメンバーからは、Part Cの特定の部分だけでなく、Part C全体を見直すべきであるという意見があった。作業部会は関係者に更にリサーチを行い、回答の分析とCAGの助言を基に、作業部会の提案を作成した。

IESBAは、この作業部会の提案について議論し、承認した。当該提案には、以下の領域を優先的に検討すべきことが含まれる。

- 非倫理的行為又は違法行為に関わることの上司からの圧力
- 経済取引について忠実に表示する財務報告の作成及びその関連事項に対する、企業等所属の職業会計士（PAIB：Professional Accountants in Business）の責任
- 便宜を図ってもらうための支払金、賄賂

IESBAは、2014-2016年の戦略的計画の1つとして検討するよりは、現在の戦略的作業計画の下で、加速化させて進行させるべきことに同意した。

6 非保証業務

IESBAは、保証業務の独立性、特に、財務諸表の監査の独立性をより強化するアプローチを継続して支援

するために、セクション290及び291にある非保証業務サービスに関する規定を見直すというプロジェクト提案に合意した。

IESBAは、2013年3月のニューヨーク会議にて、プロジェクトの範囲を狭める目的で行われるベンチマークの結果を再検討する。

7 違法行為の疑いへの対応

守秘義務は基本原則の1つであるが、IESBA倫理規程は、職業会計士が機密情報を開示する職業的義務がある状況又はあり得る状況を特定しているものの、職業会計士にそのような状況を特定する方法及び対応する方法に関するガイダンスを提供していないため、これに対応するのが当プロジェクトの趣旨である。

公開草案が2012年8月に発行され、コメントの締切は2012年12月15日を予定していたが、かなり大きな影響がある提案であるため、コメント締切に間に合わなくても一定期間は受け付ける旨の発言が議長からあった。

当会議では、状況のアップデートの説明があった。主に、多くの会計事務所から多くの懸念事項（例えば、開示する権利及び権利行使の期待は結局、開示することを要請するのと変わらない）が寄せられていること、IFACのケーパタウン会議では、全体的に否定的な意見が多かったこと、規制当局は肯定的な意見があることなどが話された。

2013年3月のニューヨーク会議では、公開草案に対するコメントを閲覧して今後の当プロジェクトの方針を検討することを予定している。

8 その他の議題

上記のほか、統治責任者の定義を、国際監査基準第260号「統治責任者とのコミュニケーション」における統治責任者との定義とより整合性をとるため、変更を提案する公開草案の最終基準化をIESBAは承認した。また、PCAOB及びカナダ勅許会計士協会から、ファームローテーションなど独立性強化について、現状に関するプレゼンテーションが行われた。PCAOBのプレゼンテーションでは、ファームローテーションによるメリット・デメリットの比較が説明され、ファームローテーション以外のアプローチ（例えば、強制入札、監査委員会の強化、既存の独立性の要求事項の強化）などについての説明がなされたが、特に状況に進展があったような説明はなかった。

9 次回の会議

今回は、2013年3月11日から13日まで、ニューヨークで開催される。

（日本公認会計士協会・理事

染葉真史）